

悪質商法から高齢者を守る

なごや見守り情報 第2号

住宅用火災警報器の設置が義務となりました！

消防法が改正され、平成20年5月31日までにすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知してブザーや音声で知らせ、避難をうながす器具です。

設置場所は、基本的に「寝室」「寝室のある階の階段」「台所」です。

ホームセンターや電器店で4千円～6千円で購入でき、簡単に取り付けることができます。住宅用火災警報器を保証するものには、日本消防検定協会の検査に合格したNSマークが貼られていますので購入の目安としてください。

悪質な訪問販売にご注意を

名古屋市消費生活センターには、いろいろな相談が入っています。

高齢者の両親が訪問販売で火災警報器を買ったがクーリング・オフしたい。火災警報器の見積りを取ったが高額だった。義務化になったと業者は説明したが本当か。

ガス漏れ警報器の設置が義務化されるようになったと電話で勧誘された。

アドバイス

消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。

強引に契約をさせようとする業者には十分注意してください。

ガス漏れ警報器の設置は、法律で一般家庭については義務化されていません。訪問販売で契約した場合、契約日を含め8日間はクーリング・オフができ、無条件で解約ができます。迷った時、困った時は消費生活センターにご相談ください。

住宅用火災警報器についてのお問合せは、名古屋市消防局予防課までお尋ねください。
TEL052-972-3544(午前8時45分～午後5時15分)

(相談先) 名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ 11階

平日 TEL052 222-9671

土・日 TEL052 222-9690

年末年始・祝日を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分